

○里庄町ごみステーション施設整備事業補助金交付要綱

平成24年3月30日告示第23号

里庄町ごみステーション施設整備事業補助金交付要綱
里庄町ごみステーション施設整備事業補助金交付要綱の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 ごみステーションの整備を促進し、町の美化及びごみ処理の効率化に資するため、自主的にごみステーションの施設整備を行う地域の団体(以下「分館等」という。)に予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、[里庄町補助金等交付規則\(平成20年里庄町規則第6号\)](#)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 家庭ごみの定期収集日に各家庭から排出されるごみを一時的に集積するため、一定の地域又は世帯を単位として設けられる施設をいう。
- (2) 新設 新たにごみステーションを設置し、若しくは増設し、又は従前のごみステーションを取り壊して新たに設置することをいう。
- (3) 修繕 新設以外の場合であって、既存の施設を修繕(軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕を除く。)することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金対象となるごみステーションの施設整備は、当該ごみステーションが地域住民の合意により設定されたものであって、分館等が自主的に施設の整備を行おうとするものであり、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 施設整備によりごみステーションの適正な設置を促進する等、ごみ収集作業の効率化に資するものであること。
- (2) 整備されるごみステーションは、鳥獣によるごみの飛散を防ぐ構造であること。
- (3) 施設整備後のごみステーションが他地域の範となるものであること。

2 前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当するものについては、補助の対象としない。

- (1) 住宅団地等の造成にあたり地方公共団体と事前に協議し、造成者において造成時にごみステーションの施設整備をすることとされているもの(その後の状況変化により、増設又は改築を要する場合を除く。)
- (2) この要綱により補助金の交付を受けており、その交付の日から5年に満たないごみステーションに係るもの(その後の状況変化により改築又は修繕を要するものを除く。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ごみステーションの新設に要する費用(土地の取得又は賃貸に係る費用を除く。)が1箇所当たり20万円以下の場合にあっては当該費用の全額とし、20万円を超える場合は20万円を限度とする。

2 ごみステーションの修繕に係る補助金の額は、修繕に要する費用(土地の取得又は賃貸に係る費用を除き、修繕に要する費用の総額が3万円に満たない軽微な修繕は対象外とする。)が1箇所当たり10万円以下の場合にあっては当該費用の全額とし、10万円を超える場合は10万円を限度とする。ただし、分館等内の複数のごみステーションの修繕を行う場合で、複数の修繕を一度に行うことが効率的であると町長が認める場合については、同項中「1箇所当たり」の規定は適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、軽微な修繕であって、町長が特に必要と認めた場合は、修繕に係る原材料費相当額を支給することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする分館等の代表者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に里庄町ごみステーション施設整備事業補助金交付申請書([様式第1号](#))に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要する経費の内訳が確認できる書類(見積書等)の写し
- (2) ごみステーション設置場所付近の位置図
- (3) 設置するごみステーションの平面図及び立面図等規格が分かる書類又は修繕内容が分かる書類
- (4) 設置場所の土地所有者の同意書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の場合については、事業着手後の申請を認めることができるものとする。

(交付決定)

第6条 町長は前条第1項の書類の提出があった場合は、内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、里庄町ごみステーション施設整備事業補助金交付決定通知書([様式第2号](#))により、申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該事業を完了したときは、里庄町ごみステーション施設整備事業実績報告書([様式第3号](#))に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 完成後の写真
- (2) 事業に要する経費を証明する書類(請求書又は領収書)の写し
- (3) 補助金交付請求書([様式第4号](#))
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の書類の提出があったときは、これを審査し、現地確認の上適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他不相当と認められたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月18日告示第52号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。